

重 要 事 項 説 明 書 (訪問看護及び介護予防訪問看護事業)

当事業所は、利用者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供いたします。

事業者及び事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを、次とおり説明いたします。

1. 事業者について

事 業 者 名 称	赤平市
主たる事務所の所在地	赤平市本町3丁目2番地
代 表 者 名	赤平市長 畠山 渉
電 話 番 号	0125-32-3211 (内線350・351)

2. 事業所について

(1) 事業所の所在地など

事 業 所 の 名 称	あかびら市立病院 訪問看護ステーション えなが
事 業 所 の 所 在 地	赤平市本町3丁目2番地 あかびら市立病院2階
開 設 年 月	令和6年4月1日
介護保険事業所番号	0167290022
管 理 者 の 氏 名	副総看護師長 釜范 由美子
電 話 番 号	0125-32-3211 (内線350・351)
F A X 番 号	0125-34-2068

(2) 事業の目的・運営方針

事 業 の 目 的	赤平市が開設するあかびら市立病院訪問看護ステーション えなが（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防看護事業（以下「事業」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び訪問看護師が、要介護及び要支援の状態にある高齢者等に対し、主治医の指示書、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた内容の指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運 営 の 方 針	事業所の訪問看護は、利用者の心身の特性及び機能状況を踏まえ、自宅へ訪問して、その有する能力に応じた、全体的な日常生活動作の維持及び回復を図るとともに、利用者の日常生活の質の確保を継続的にできるよう支援します。

(3) 事業実施地域及び営業時間

実 施 地 域	赤平市の区域
営 業 日	月曜日～金曜日 (祝日及び12月31日～1月5日までは休業)
営 業 時 間	8時～16時30分

(4) 職員の配置状況

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	1名	/	1名
看護師		4名	0名	4名
理学療法士	サービス利用の受付 訪問看護計画の作成	0名	0名	0名
作業療法士	訪問看護サービスの提供等	0名	0名	0名
言語聴覚士		0名	0名	0名

3. 当事業所が提供するサービス内容

- ① 症状の観察と助言
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法等に対する家族への指導、支援
- ⑦ カテーテル等の管理
- ⑧ 人工肛門（ストーマ）の管理
- ⑨ 在宅酸素の管理
- ⑩ 精神的援助
- ⑪ 機能回復、維持訓練（リハビリテーション）
- ⑫ その他主治医の指示による医療処置

4. 利用料金

(1) 介護保険法に基づく訪問看護を受ける場合

介護保険適用の対象は、要介護認定または要支援認定を受けた方です。

【利用者負担額】

内 容	金 額
法定代理受領分	厚生労働大臣が定める基準による額の1割負担
法定代理受領サービス分以外 (居宅サービス計画の未届、支給限度額を超える分)	厚生労働大臣が定める基準による額

【料金表】

サービス内容	算定期区分	負担額	算定期単位
訪問看護費	30分未満	471円	1回につき
	30分以上1時間未満	823円	
	1時間以上1時間30分未満	1,128円	
	30分未満	451円	
	30分以上1時間未満	794円	
	1時間以上1時間30分未満	1,090円	
サービス提供体制強化加算（I）		6円	1回につき
加算	初回加算	350円	1か月につき
	退院日に初回訪問	300円	
	退院日の翌日以降に初回訪問	500円	
	特別管理加算Ⅰ	250円	

- *介護保険給付対象（支給限度額内）のサービスは、上記の額が利用者負担額（1割）となります。
- *介護保険給付対象外（支給限度額外）のサービスは、上記の額の10倍が利用者負担額（10割）となります。
- *特別管理加算とは、厚生労働大臣が定める状態の利用者（留置カテーテルを付けている方や人工肛門を造設されている方、在宅酸素療法をしている方等）は、1か月あたり上記料金が加算されます。

（2）健康保険法に基づく訪問看護を受ける場合

医師の指示で訪問看護サービスが必要とされ、要介護認定で「自立」と判定された方や、厚生労働大臣が定める疾病の方、介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満）で要介護認定対象とならない方及び40歳未満で訪問看護を利用される方は、健康保険等により訪問看護サービスが利用できます。

【利用者負担額】

年齢	負担割合
75歳以上の方 65～74歳で一定の障がい認定を受けた方	1割 一定以上所得者：2割 現役並み所得者：3割
70～74歳の方	2割 現役並み所得者：3割
6歳4月（義務教育就学）以降～69歳の方	3割
6歳3月末以前（義務教育就学前）の方	2割

【料金表】

項目	職種等	頻度	金額
訪問看護基本療養費Ⅰ (居宅への訪問)	看護師による場合	週3日目まで	5,550円
		週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日2人まで)	准看護師による場合	週3日目まで	5,050円
		週4日目以降	6,050円
難病等複数回訪問加算 (同一建物内1～2人)	1日2回の場合	1日につき	4,500円
	1日3回以上の場合	1日につき	4,000円
長時間訪問看護加算		週1回を限度	5,200円
乳幼児加算		1日につき	1,300円
複数名訪問看護加算 (同一建物内1～2人)	看護師の同行	週1回を限度	4,500円
	准看護師の同行	週1回を限度	3,800円
訪問看護管理療養費	イ～ハまで以外の場合	月の初日の訪問	7,670円
	訪問看護管理療養費2	月の2日目以降	2,500円
退院時共同指導加算		退院又は退所につき1回に限り	8,000円
特別管理指導加算	別に厚生労働大臣が定める状態等にある者	退院又は退所につき1回に限り	2,000円
退院支援指導加算		退院当日	6,000円
在宅患者連携指導加算		月1回	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月2回	2,000円
看護・介護職員連携強化加算		月1回	2,500円
訪問看護情報提供療養費1・2・3		月1回	1,500円

(3) 交通費

当事業所のサービス提供実施地域またはサービス提供実施地域以外の場合は、次の料金を請求させていただきます。いずれの場合も利用者に文書で説明し、同意をいただきます。

なお、交通費は、健康保険法に基づく訪問看護を受ける方のみに対して請求します。

項目	距離	金額
公用自動車	往復 4 km未満	200円
	往復 4 ~ 10 km未満	400円
	往復 10 km以上、または赤平市外	600円
公共交通機関		実費

(4) その他

介護保険法及び健康保険法の改正ならびに経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その際、事前に変更内容及び事由について説明いたします。

5. 利用料金のお支払い方法

前記4の料金及び費用は、あかびら市立病院会計窓口にてお支払いください。なお、お支払いに関してご不明な点があれば、担当看護師までお聞きください。

6. 担当する訪問看護師について

当事業所は、複数の訪問看護師が利用者に対してサービスを提供しますが、いかなる場合においても利用者及びそのご家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. 個人情報保護の取り扱い

当事業所が行う訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。また、職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことはありません。

(1) 利用者への訪問看護の提供に必要な内部での利用目的

- ① 当事業所が提供する訪問看護
- ② 介護保険、医療保険事務
- ③ 会計、経理事務
- ④ 事故等の報告
- ⑤ 電子カルテ等の診療情報の相互提供及び情報共有
- ⑥ その他利用者に係る管理運営業務

(2) 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- ① 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等との連携、サービス担当者会議、照会への回答等
- ② サービス提供等に際し、かかりつけ医、連携医療機関、薬局等への照会と報告
- ③ 他の医療機関、介護保険施設等への照会や報告
- ④ その他の業務委託
- ⑤ 家族等への心身の状況説明
- ⑥ 審査支払機関へのレセプト（診療報酬明細書）の提出
- ⑦ 審査支払機関または保険者からの照会に対する回答
- ⑧ 損害賠償責任保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- ⑨ 事故等発生時の市等への報告と照会に対する回答

8. 高齢者虐待防止に関する対応

当事業所は、利用者の人権擁護や虐待防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対して、虐待防止のための研修会を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者を置きます。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所の職員や養護者（現に利用者を養護している家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 身体的拘束等の適正化のための措置

当事業所は、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- ① やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ④ 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

10. 感染症対策について

当事業所において、感染症の発生または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ② 当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- ③ 当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ④ 職員に対して感染症の予防及び蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

11. 事業継続に係る取り組み

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するほか、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

- ① 職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. ハラスメント対策

サービス利用契約中に、利用者及びそのご家族等が職員に対して、暴力行為や怒鳴る、性的な嫌がらせをする、不当な要求を行う等のハラスメントを行った場合は、直ちにサービスの提供を中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

また、万が一職員が利用者及びそのご家族等が職員に対してハラスメントを行った場合、または疑わしい言動があった場合は、速やかに管理者にご報告願います。

13. その他

その他、サービス提供の際の事故やトラブルを防止するため、次の事項にご留意願います。

- ① 職員は金銭の管理や貸借等の取り扱いはいたしませんので、利用者及びそのご家族等にて管理願います。
- ② ペットを飼っている場合は、サービス提供中はできるだけ他の部屋に移す、ゲージの中に入れる等のご協力をお願ひいたします。
- ③ 職員に対する飲食や金品等のお心づけは、ご遠慮させていただきます。

14. サービスに関する相談、要望及び苦情申立

(1) 相談、苦情受付

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談や苦情は、下記窓口にてお伺いします。

あかびら市立病院 訪問看護ステーション えなが	管理者 釜萐 由美子 受付日時 月曜日～金曜日 8時～16時30分 (祝日及び12月31日～1月5日を除く) 電話 0125-32-3211 (内線350・351) FAX 0125-34-2068
-------------------------------	---

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

お住まいの市や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

赤平市役所	電話 0125-32-2211
北海道国民健康保険団体連合会 (苦情処理担当)	電話 011-231-5161